

## 総社市空家等実態調査業務委託プロポーザル審査要領

### (目的)

第1 この要領は、総社市空家等実態調査業務委託の受注候補者決定にあたり、プロポーザルに参加した者（以下「参加者」という。）の中から受注候補者を決定するために必要な事項について定めるものとする。

### (選定方法)

第2 選定にあたっては、提案内容を書類審査及びプレゼンテーション審査により評価し、受注候補者の選定を行う。

2 参加者が3者以下の場合、書類審査は実施しない。

3 参加者が4者以上の場合においては、書類審査を実施し、上位と評価された3者により、プレゼンテーション審査を行う。

### (資格審査)

第3 提案内容が、当該業務委託プロポーザルの募集に定める応募要件を満たしていることの資格審査は魅力発信室が行う。

### (書類審査)

第4 書類審査は、次に掲げる者を指名し、企画提案書等の評価を行う。

- (1) 魅力発信室長
- (2) 魅力発信室長代理
- (3) 建築住宅課長
- (4) 建築住宅課建築指導係長
- (5) 企業誘致商工振興課長

### (プレゼンテーション審査)

第5 プレゼンテーション審査は次に掲げる者を指名し、企画提案書等及び参加者からの事業説明を含むプレゼンテーションにより評価を行う。

- (1) 魅力発信室長
- (2) 魅力発信室長代理
- (3) 建築住宅課長
- (4) 建築住宅課建築指導係長
- (5) 企業誘致商工振興課長

(審査の基準)

第6 審査の項目は次のとおりとする。

- (1) 業務の目的の理解
- (2) 提案内容
- (3) 業務遂行能力
- (4) 業務執行体制
- (5) 委託料

(審査の方法)

第7 第6に定める審査の項目に基づき「総社市空家等実態調査業務委託プロポーザル審査シート（以下「審査シート」という。）」を別紙のとおり定める。

- 2 評価は、参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- 3 参加者が1者のみであった場合にも、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本事業を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(受注候補者の選定)

第8 参加者による企画提案書の内容や経費等についてのプレゼンテーションの後、その内容を審査する。評価の合計点が最も高く、かつ総合配点の50%以上であるものを優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。ただし、最も高い評価点を獲得した提案者が2以上ある場合は、経費見積書の見積価格がより低い者を優先交渉権者とする。

(審査結果の通知)

第9 審査結果は各参加者へ書面により通知する。

総社市空家等実態調査業務委託プロポーザル審査シート

審査員氏名： \_\_\_\_\_

参加者名： \_\_\_\_\_

<審査項目及び点数>

審査項目		審査対象	審査の観点	配点	重要度	得点
提案内容	業務の目的の理解	全般	業務の目的や趣旨を理解し、的確な内容の提案となっているか。	／ 5	× 2	
	提案内容	調査の方法等	調査方法（空家等調査票等含む）、スケジュール、調査項目、調査体制及び人員等が適切であるか。	／ 5	× 4	
		その他の創意工夫	その他の創意工夫がなされているか。	／ 5	× 3	
業務を適正かつ誠実に履行する能力	業務遂行能力	全般	本業務に類する業務実績等から判断して、十分業務遂行できる能力が認められるか。	／ 5	× 4	
実際に履行する能力	業務の執行体制	全般	・業務の執行体制は適切か。 ・作業量は適切か。	／ 5	× 3	
	委託料	全般	費用対効果の観点から適正な見積額となっているか。	／ 5	× 4	
						／ 100

点数の基準

- 5・・・特に優れている    4・・・優れている    3・・・創意工夫が認められる  
2・・・いくつかの創意工夫が認められる    1・・・仕様を満たしている